

精華町教育委員会

教育長 川村 智 様



令和7年8月18日

精華町教育委員会所管施設

指定管理者評価委員会

委員長 石倉 研



精華町教育委員会所管施設指定管理者評価委員会における審査及び評価結果
について

精華町教育委員会所管施設指定管理者評価委員会設置要綱第2条の規定に基づき、指定管理者が行う下記施設の管理運営状況等について審査及び評価を行いましたので、その結果を下記のとおり報告します。

記

1 指定管理者の名称

精華町スポーツ協会・三幸グループ共同体

2 公の施設の名称

精華町立体育館・コミュニティーセンター及び町内体育施設

①精華町立体育館・コミュニティーセンター

②打越台グラウンド・テニスコート

③池谷公園多目的コート

④木津川河川敷多目的広場

3 指定期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間

4 審査及び評価対象期間

令和6年度実績（令和6年4月1日から令和7年3月31日までの1年間）

5 審査及び評価方法

指定管理者から提出された事業報告書、教育委員会によるモニタリング評価結果、指定管理者に対するヒアリング等により審査するとともに評価を実施した。本委員会の委員3名により、議論を尽くす中で、十分な審査及び評価が実施できたものと考え

る。なお、本委員会は、令和6年度における指定管理者業務運営実績に対する審査を実施するものである。

6 審査及び評価結果

当該施設の管理運営業務に係る令和6年度実績については、審査の結果、総合的に適正な管理運営業務が実施されたものと評価した。

なお、今後の管理運営業務がさらに充実したものになるよう、指定管理者及び教育委員会として引き続き検討されたい点についても、次のとおり本委員会の意見として記すこととした。

(1) 評価した点

①指定管理者は、全体収支では1,740,600円の赤字決算であったが、自主事業では、6,254,489円の収入を計上し、前年度比2,237,089円もの増収を達成するなど、収入確保に努力されている。光熱水費や人件費などをはじめとする物価高による支出の増加は事業報告書でも明らかにされており、赤字決算をもって評価を落とすことは控えたい。

②指定管理者は、展示コーナーの利活用として、飲食も可能な「休憩&交流スペース」を設置し、新たなコミュニティ活性化の取り組みを行った。

③精華町スポーツ協会と三幸グループが共同体を構成することにより、施設機器の維持管理力や維持管理体制の向上を実現させ、施設の長寿命化を推進している。

(2) 検討を要する意見

①指定管理者は、むくのきセンターのコミュニティセンターとしての機能をより充実させるため、生涯学習の推進という観点から、施設利活用に向けた広報などを強化されたい。

②指定管理者は、郵送による連絡事項のDX化など、経費の節減において、さらに推進されたい。

③指定管理者は、木津川河川敷多目的広場の利活用が皆無である状況を鑑み、今後の位置づけなどについて、教育委員会とその方向性を検討されたい。